

I 滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年 10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年 4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年 10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下、本編において「条例」という。）を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関〔条例第 2 条第 1 項〕

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

イ 公開請求の対象となる公文書〔条例第 2 条第 2 項〕

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年 10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年 4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者〔条例第 4 条〕

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第5条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、県内6か所にある合同庁舎（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県内12か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第6条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

(ア) 個人に関する情報 [第1号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

(イ) 法人等に関する情報 [第2号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

(ウ) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第3号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(エ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第4号]

法令等の規定により非公開とされている情報

(オ) 審議、検討または協議に関する情報 [第5号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

(カ) 事務の円滑な実施を困難にする情報 [第6号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

カ 部分公開 [条例第7条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第8条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるものとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第9条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるものとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第 10 条・第 11 条・第 12 条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（收受年月日の翌日を起算日とする。）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならない、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担 [条例第 15 条・第 16 条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付、また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 審査請求 [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各合同庁舎の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

(ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度施行）し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています（所管：総務部行政経営企画室）。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

(ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

(イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

(ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（②に掲げる法人を除く。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

(イ) 出資法人において実施する情報公開制度

- ① 出資法人の経営状況等に関する資料の公表
上記（ア）の①または②に該当するすべての出資法人が対象となっています。
- ② 出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施
上記（ア）の①に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および上記（ア）の②に該当する法人が対象となっています。

オ 指定管理者の情報公開

滋賀県では、公の施設の管理を行う指定管理者について、当該業務の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 17 年 9 月 13 日制定）を定めて、指定管理者の情報公開を推進しています。

Ⅱ 平成 28 年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

平成 28 年度の公文書公開請求件数は 1,950 件で、これまでの最多である前年度のあ 1,966 件より 16 件減少しました。

受付場所別では、本庁が 1,155 件と 59.2%を占めています。また、請求手段別では、来庁による請求が 1,206 件と 61.8%を占めています。

表 1-1 公文書公開請求件数（受付場所別） (単位：件)

| 区 分 | 受 付 場 所 | | | 合 計 |
|----------|---------|------|-----|-------|
| | 本 庁 | 地方機関 | 県 警 | |
| 平成 28 年度 | 1,155 | 643 | 152 | 1,950 |
| 平成 27 年度 | 1,260 | 646 | 60 | 1,966 |

注 1 請求書 1 枚を 1 件として数えています。

- 2 本 庁：県民情報室、本庁各課（行政委員会事務局等を含む）など
 地方機関：各事務所、県立学校、企業庁、病院事業庁など
 県 警：警察県民センター、各警察署

表 1-2 公文書公開請求の件数（請求手段別） (単位：件)

| 区 分 | 来 庁 | 郵 送 | F A X | しがネット | 合 計 |
|----------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 1,206 | 118 | 416 | 210 | 1,950 |
| 平成 27 年度 | 1,214 | 141 | 370 | 241 | 1,966 |

注 しがネット：しがネット受付サービス（滋賀県ホームページからの電子申請）

(2) 公文書公開請求の件数（実施機関別）

公文書公開請求のうち、1,652 件が知事に対するもので 84.7%を占めています。

表 2 公文書公開請求の件数（実施機関別） (単位：件(割合))

| 実施機関 | 請求件数 | 実施機関 | 請求件数 |
|---------|---------------|------------|-----------|
| 知事 | 1,652 (84.7%) | 労働委員会 | 0 (0%) |
| 議会 | 20 (1.0%) | 収用委員会 | 0 (0%) |
| 教育委員会 | 86 (4.4%) | 海区漁業調整委員会 | 0 (0%) |
| 選挙管理委員会 | 6 (0.3%) | 内水面漁場管理委員会 | 0 (0%) |
| 人事委員会 | 3 (0.2%) | 公営企業管理者 | 14 (0.7%) |
| 監査委員 | 8 (0.4%) | 病院事業管理者 | 9 (0.5%) |
| 公安委員会 | 9 (0.5%) | 県立大学 | 0 (0%) |
| 警察本部長 | 143 (7.3%) | 合計 | 1,950 |

(3) 公文書公開請求の請求者

公文書公開請求の請求者の内訳は、「県内に存する法人・その他の団体」が 962 件と最も多く、「県内」請求者が 71.6%を占めています。

表 3 公文書公開請求件数（請求者別）（単位：件（割合））

| 請求者 | 県内 | | 県外 | | 合計 |
|----------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------|
| | 個人 | 法人・団体 | 個人 | 法人・団体 | |
| 平成 28 年度 | 435 (22.3%) | 962 (49.3%) | 133 (6.8%) | 420 (21.5%) | 1,950 |
| 平成 27 年度 | 385 (19.6%) | 1,002 (51.0%) | 162 (8.2%) | 417 (21.2%) | 1,966 |

注（割合）の合計は、小数点以下の処理の関係で 100%にならない場合があります。

(4) 公文書公開請求の処理状況

公文書公開請求 1,950 件（そのうち 87 件は取下げ）に対し、901 件を公開（全部公開）し、875 件を一部公開しました。非公開は 87 件あり、そのうち 71 件は公文書が存在しないことを理由とするものです。

なお、「公開率」は 99.1%でした。

表 4 公文書公開請求の処理状況（実施機関別）（単位：件）

| 実施機関 | 請求件数 | 請求取下 | 処理状況（請求単位） | | | | |
|------------|-------|------|------------|------|---------|-------|-------|
| | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | | |
| | | | | | (非公開情報) | (不存在) | (その他) |
| 知事 | 1,652 | 61 | 818 | 737 | 16 | 20 | 0 |
| 議会 | 20 | 0 | 5 | 14 | 0 | 1 | 0 |
| 教育委員会 | 86 | 3 | 46 | 28 | 0 | 9 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 6 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 監査委員 | 8 | 1 | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 |
| 公安委員会 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | 143 | 11 | 16 | 79 | 0 | 37 | 0 |
| 労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海区漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業管理者 | 14 | 0 | 9 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| 病院事業管理者 | 9 | 0 | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| 県立大学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,950 | 87 | 901 | 875 | 16 | 71 | 0 |

注 1 「(非公開情報)」は、条例第 6 条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。条例第 9 条に基づく存否応答拒否を含みます。

2 「(不存在)」は、公文書が存在しないことを理由に非公開となった件数です。

3 「(その他)」は、公開請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非公開となったもの、公開請求の対象が条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当しないものの件数です。

4 公開率は、(公開+一部公開)÷(請求件数-取下・不存在・その他)×100 により算出しています。

5 1 件の請求に対して公開等の決定が複数されている場合、複数の決定内容を 1 件にまとめています。
(例：1 件の請求が複数の主務課所にわたるもので、A 課が公開決定、B 課が非公開決定を行っている場合、「処理状況（請求単位）」は請求単位でまとめ、一部公開 1 件としています。)

(5) 公文書公開請求に対する決定件数

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。

実施機関別の決定件数では、知事に対する請求の決定件数が 1,922 件で全体の 87.2%を占め、知事の部局別決定件数では、土木交通部が 1,197 件 (62.3%) で最も多く、次いで琵琶湖環境部 277 件 (14.4%) となっています。

また、内容別決定件数では、業務委託や工事の金入設計書(862 件)、建築計画概要書(364 件)が多く、事業活動に利用するためと考えられる請求が増加傾向にあります。

表 5—1 公文書公開請求に対する決定件数

| 実施機関 | | 決定状況 | | | | | 合計 |
|------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|
| | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | | | |
| | | | | (非公開情報) | (不存在) | (その他) | |
| 知事 | 総合政策部 | (2) | (11) | (0) | (6) | (0) | (19) |
| | 総務部 | (23) | (29) | (0) | (11) | (0) | (63) |
| | 県民生活部 | (9) | (33) | (0) | (9) | (0) | (51) |
| | 琵琶湖環境部 | (134) | (123) | (2) | (18) | (0) | (277) |
| | 健康医療福祉部 | (15) | (77) | (0) | (17) | (0) | (109) |
| | 商工観光労働部 | (13) | (23) | (2) | (12) | (0) | (50) |
| | 農政水産部 | (16) | (124) | (0) | (10) | (0) | (150) |
| | 土木交通部 | (656) | (494) | (12) | (35) | (0) | (1,197) |
| | 会計管理局 | (2) | (2) | (0) | (2) | (0) | (6) |
| | 計 | 870 | 916 | 16 | 120 | 0 | 1,922 |
| 議会 | | 5 | 14 | 0 | 1 | 0 | 20 |
| 教育委員会 | | 50 | 33 | 0 | 9 | 0 | 92 |
| 選挙管理委員会 | | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 人事委員会 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 監査委員 | | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| 公安委員会 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | | 16 | 79 | 0 | 37 | 0 | 132 |
| 労働委員会 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海区漁業調整委員会 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場管理委員会 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業管理者 | | 9 | 4 | 0 | 1 | 0 | 14 |
| 病院事業管理者 | | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 | 9 |
| 県立大学 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 957 | 1,059 | 16 | 171 | 0 | 2,203 |

注 本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、受理件数(1,863 件=請求件数(1,950)－取下げ件数(87))よりも決定件数(2,203 件)が多くなっています。

表5-2 公文書公開請求に対する知事部局決定等件数

| 所 属 | 件数 | 所 属 | 件数 | 所 属 | 件数 |
|-----------------|------------|------------------|------------|----------------|--------------|
| 総合政策部 計 | 19 | 健康医療福祉部 計 | 109 | 土木交通部 計 | 1,197 |
| 秘書課 | 2 | 健康福祉政策課 | 13 | 監理課 | 22 |
| 広報課 | 2 | 健康医療課 | 19 | 交通戦略課 | 7 |
| 企画調整課 | 7 | 医療福祉推進課 | 26 | 道路課 | 68 |
| 防災危機管理局 | 8 | 障害福祉課 | 6 | 砂防課 | 16 |
| 総務部 計 | 63 | 薬務感染症対策課 | 7 | 都市計画課 | 13 |
| 総務課 | 12 | 生活衛生課 | 7 | 住宅課 | 68 |
| 私学・大学振興課 | 12 | 医療保険課 | 2 | 建築課 | 57 |
| 人事課 | 15 | 子ども・青少年局 | 18 | 流域政策局 | 25 |
| 総務事務・厚生課 | 1 | 健康福祉事務所〈6〉 | 10 | (大津土木事務所) | (81) |
| 財政課 | 4 | 近江学園 | 1 | (南部土木事務所) | (82) |
| 税政課 | 2 | 商工観光労働部 計 | 50 | (甲賀土木事務所) | (333) |
| 市町振興課 | 8 | 商工政策課 | 5 | (東近江土木事務所) | (88) |
| 検査課 | 1 | 中小企業支援課 | 16 | (湖東土木事務所) | (120) |
| 事業課 | 5 | モノづくり振興課 | 2 | (長浜土木事務所) | (63) |
| 県税事務所〈1〉 | 3 | 労働雇用政策課 | 4 | (長浜土木木之本支所) | (57) |
| 県民生活部 計 | 51 | 女性活躍推進課 | 6 | (高島土木事務所) | (85) |
| 県民活動生活課 | 12 | 観光交流局 | 11 | 土木事務所 計 | 909 |
| エネルギー政策課 | 4 | 計量検定所 | 1 | 芹谷地域振興事務所 | 10 |
| 文化振興課 | 12 | 工業技術総合センター〈2〉 | 4 | 北川水源地域振興事務所 | 2 |
| スポーツ課 | 8 | 高等技術専門学校 | 1 | 会計管理局 計 | 6 |
| 人権施策推進課 | 5 | 農政水産部 計 | 150 | 管理課 | 2 |
| 情報政策課 | 4 | 農政課 | 6 | 会計課 | 4 |
| 統計課 | 4 | 食のブランド推進課 | 6 | 知事合計 | 1,922 |
| 近代美術館 | 2 | 農業経営課 | 1 | (取 下 げ) | 61 |
| 琵琶湖環境部 計 | 277 | 畜産課 | 1 | (総 計) | 1,983 |
| 環境政策課 | 12 | 水産課 | 28 | | |
| 琵琶湖政策課 | 9 | 耕地課 | 26 | 【上位5部局】 | |
| 琵琶湖保全再生課 | 6 | 農村振興課 | 2 | 土木交通部 | 62.3% |
| 温暖化対策課 | 6 | 農業農村振興事務所〈7〉 | 73 | 琵琶湖環境部 | 14.4% |
| 循環社会推進課 | 22 | 家畜保健衛生所 | 6 | 農政水産部 | 7.8% |
| 下水道課 | 62 | 水産試験場 | 1 | 健康医療福祉部 | 5.7% |
| 森林政策課 | 8 | | | 総務部 | 3.3% |
| 森林保全課 | 21 | | | | |
| 自然環境保全課 | 24 | | | | |
| 環境事務所〈3〉 | 10 | | | | |
| 森林整備事務所〈5〉 | 66 | | | | |
| 琵琶湖環境科学研究センター | 3 | | | | |
| 琵琶湖博物館 | 3 | | | | |
| 下水道事務所〈2〉 | 25 | | | | |

注1 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(1,591件)よりも件数が多くなっています。

2 地方機関については、請求のあった所属だけを挙げています。地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。〈〉内は決定をした事務所の数です。

3 土木事務所は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も挙げています。

表5-3 公文書公開請求に対する教育委員会決定等件数

| 所 属 | 件数 | 所 属 | 件数 |
|--------|----|------------|----|
| 教育総務課 | 9 | 文化財保護課 | 3 |
| 学校支援課 | 23 | びわ湖フローティング | 4 |
| 教職員課 | 29 | 図書館 | 2 |
| 高校教育課 | 5 | 県立学校 | 4 |
| 幼小中教育課 | 7 | | |
| 人権教育課 | 0 | 教育委員会合計 | 92 |
| 生涯学習課 | 5 | (取 下 げ) | 3 |
| 保健体育課 | 1 | (総 計) | 95 |

注 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(83件)よりも決定件数が多くなっています。

(6) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由(不存在・その他を除く)は、「個人に関する情報」が最も多く、次いで、「法人等に関する情報」、「事務事業支障情報」が多く、これら3つが非公開理由の大半(98.9%)を占めています。

表6 非公開理由の内訳

| 非 公 開 理 由 | 件数 | 適用率(%) |
|------------------------|-------|--------|
| 個人に関する情報 (条例第6条第1号該当) | 573 | 52.7% |
| 法人等に関する情報 (条例第6条第2号該当) | 371 | 34.1% |
| 公共安全支障情報 (条例第6条第3号該当) | 7 | 0.6% |
| 法令秘情報 (条例第6条第4号該当) | 2 | 0.2% |
| 審議検討情報 (条例第6条第5号該当) | 2 | 0.2% |
| 事務事業支障情報 (条例第6条第6号該当) | 132 | 12.1% |
| 合 計 | 1,087 | 99.9% |

注1 不存在の場合や1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

2 「適用率(%)」の合計は、小数点以下の処理の関係で100%にならない場合があります。

(7) 審査請求、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況

<滋賀県情報公開審査会の概要>

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について審査請求があった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法上の附属機関です(法第202条の3)。

<審査会の開催状況>

平成28年度は、計11回開催されました。(表8参照)

<審査請求・諮問の状況>

平成28年度は、審査請求が27件あり、同年度中に審査会へ諮問されたものが20件ありました。(表7-1参照)

<答申および実施機関の処理の状況>

平成 28 年度は、審査会による答申が 9 件ありました。実施機関の決定を妥当とするものが 2 件、決定を一部取り消すべきとするものが 6 件、決定を取り消すべきとするものが 1 件でした（27 年度諮問案件に対する答申が 5 件。28 年度諮問案件に対する答申が 4 件）。（表 7-2 参照）

答申を受けた実施機関による決定・裁決は 4 件あり、いずれも答申に沿った決定・裁決でした（27 年度の答申を受けた決定・裁決が 4 件）。

表 7 審査請求（不服申立て）の実施機関の処理状況

7-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況

| 審査請求係属件数 | | | 申 立 取 下 げ | 実施機関の処理 | | | | | | | |
|------------------|---------------------|-------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|----------|----|----|---|---|
| 内 訳 | | 未 諮 問 | | 審 査 会 諮 問 中 | 答 申 後 未 処 理 | 審査請求に対する裁決 (不服申立てに対する決定・裁決) | | | | | |
| 前年度 からの 繰越 | 28 年度 新規審査 請求 | | | | | 内 訳 | | | | | |
| | | | | | | 認容 | 一部 認容 | 棄却 | 却下 | | |
| 37 | 10 | 27 | 0 | 7 | 15 | 5 | 10 | 1 | 2 | 1 | 6 |

7-2 情報公開審査会の審議の状況

| 諮問係属件数 | | | 諮 問 取 下 げ | 審査会の処理 | | | | | |
|------------------|---------------|-------------|-----------------------|-----------|----------|----|----|---|---|
| 内 訳 | | 審 議 中 | | 答 申 | | | | | |
| 前年度 からの 繰越 | 28 年度 新規諮問 | | | 内 訳 | | | | | |
| | | | | 原処分 妥当 | 一部 取消 | 取消 | 却下 | | |
| 30 | 10 | 20 | 6 | 15 | 9 | 2 | 6 | 1 | 0 |

表 8 滋賀県情報公開審査会の開催状況

| 回 | 開催日 | 案 件 | 議 事 内 容 |
|---------|------------|-------------------|----------------|
| 第 245 回 | H28. 5. 27 | 諮問第 105 号 | 答申案審議 |
| | | 諮問第 107 号・第 108 号 | 事務局の事案説明・審議 |
| | | 諮問第 109 号 | 事務局の事案説明・審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 事務局の事案説明・審議 |
| 第 246 回 | H28. 6. 24 | 諮問第 107 号・第 108 号 | 事務局の事案説明・審議 |
| | | 諮問第 109 号 | 諮問実施機関の口頭説明・審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 諮問実施機関の口頭説明・審議 |

| | | | |
|---------|-------------|---------------------------------------|----------------|
| 第 247 回 | H28. 7. 25 | 諮問第 107 号・第 108 号 | 審議 |
| | | 諮問第 109 号 | 審査請求人の意見陳述・審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 審査請求人の意見陳述・審議 |
| 第 248 回 | H28. 8. 26 | 諮問第 107 号・第 108 号 | 審議 |
| | | 諮問第 109 号 | 審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 審議 |
| 第 249 回 | H28. 9. 21 | 諮問第 107 号・第 108 号 | 諮問実施機関の口頭説明・審議 |
| | | 諮問第 109 号 | 答申案審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 審議 |
| 第 250 回 | H28. 10. 17 | 諮問第 107 号・第 108 号 | 異議申立人の意見陳述・審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 諮問実施機関の口頭説明・審議 |
| | | 諮問第 121 号・第 122 号 | 事務局の事案説明・審議 |
| 第 251 回 | H28. 11. 21 | 諮問第 107 号 | 審議 |
| | | 諮問第 108 号 | 審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 審議 |
| | | 諮問第 123 号・第 124 号 | 事務局の事案説明・審議 |
| 第 252 回 | H28. 12. 19 | 諮問第 108 号 | 審議 |
| | | 諮問第 110 号 | 答申案審議 |
| | | 諮問第 121 号・第 122 号 ・第 123 号・第 124 号 | 諮問実施機関の口頭説明・審議 |
| 第 253 回 | H29. 1. 11 | 諮問第 108 号 | 審議 |
| | | 諮問第 121 号・第 122 号 ・第 123 号・第 124 号 | 審査請求人の意見陳述・審議 |
| 第 254 回 | H29. 2. 16 | 諮問第 107 号 | 答申案審議 |
| | | 諮問第 108 号 | 審議 |
| | | 諮問第 121 号・第 122 号 ・第 123 号・第 124 号 | 審議 |
| 第 255 回 | H29. 3. 15 | 諮問第 108 号 | 答申案審議 |
| | | 諮問第 121 号・第 122 号 ・第 123 号・第 124 号 | 答申案審議 |

※案件の内容については、表 9 を参照してください。

○滋賀県情報公開審査会委員名簿

(平成 29 年 3 月末現在)

| 区 分 | 氏 名 | 現 職 等 |
|---------|-----------|------------------|
| 会 長 | 平 井 建 志 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 横 田 光 平 | 同志社大学大学院司法研究科教授 |
| 委 員 | 青 山 知 子 | 滋賀県商工会議所女性会連合会理事 |
| 委 員 | 井 上 理 砂 子 | 元京都新聞論説委員 |
| 委 員 | 高 木 啓 子 | (公募委員) |
| 委 員 | 中 山 茂 樹 | 京都産業大学法学部教授 |
| 委 員 | 山 田 文 | 京都大学大学院法学研究科教授 |

表 9 滋賀県情報公開審査会諮問案件の平成 28 年度処理状況 (答申済み案件)

| 諮問 番号 | 諮問案件の内容 (実施機関・主務課所名) | 公開請求に対する決定 (原処分) |
|----------|--|--|
| | | 審査請求 (不服申立て) |
| | | 情報公開審査会の審議 |
| | | 審査請求に対する裁決 (不服申立てに対する決定・裁決) |
| 105 | 「県営住宅の駐車料金に関する文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て (知事・住宅課) | H27. 2. 16 公文書一部公開決定 |
| | | H27. 4. 17 異議申立て |
| | | H27. 4. 24 諮問 |
| | | H28. 6. 6 答申・第 94 号 【審査会の判断】原処分一部取消し 【処理日数・審査回数】410 日・4 回 |
| | | H28. 7. 13 異議申立て一部認容 |
| 107 | 「木くず不法投棄事案に関する全ての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て (知事・流域政策局) | H27. 5. 29 公文書一部公開決定 |
| | | H27. 6. 15 異議申立て |
| | | H27. 6. 29 諮問 |
| | | H29. 3. 14 答申・第 97 号 【審査会の判断】原処分一部取消し 【処理日数・審査回数】625 日・8 回 |
| | | H29. 3. 31 異議申立て一部認容 |
| 108 | 「木くず不法投棄事案に関する全ての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て (知事・循環社会推進課) | H27. 5. 29 公文書一部公開決定 |
| | | H27. 7. 21 異議申立て |
| | | H27. 8. 17 諮問 |
| | | H29. 3. 30 答申・第 102 号 【審査会の判断】原処分一部取消し 【処理日数・審査回数】592 日・11 回 |
| | | (H29. 5. 29 異議申立て一部認容) |
| 109 | 「〇年〇月〇日から同年〇月〇日に琵琶湖において発生した〇〇〇〇の死亡事故についての捜査状況に関する | H27. 6. 10 公文書非公開決定 |
| | | H27. 7. 23 審査請求 |
| | | H27. 8. 20 諮問 |
| | | H28. 10. 27 答申・第 95 号 |

| | | |
|-----|---|---|
| | る文書」の公文書非公開決定に対する審査請求（警察本部・警察県民センター） | 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】435日・4回 H28. 11. 10 審査請求棄却 |
| 110 | 「土木交通部住宅課長が教育委員会に提出した宣誓書」の公文書非公開決定に対する審査請求（教育委員会事務局・教職員課） | H27. 9. 16 公文書非公開決定 H27. 9. 25 審査請求 H27. 10. 23 諮問 H29. 1. 26 答申・第96号 【審査会の判断】原処分取消し 【処理日数・審査回数】462日・8回 H29. 2. 14 審査請求認容 |
| 121 | 「公文書一部公開決定通知書に関する起案等の文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求（知事・住宅課） | H28. 4. 20 公文書一部公開決定 H28. 5. 10 審査請求 H28. 6. 22 諮問 H29. 3. 30 答申・第98号 【審査会の判断】原処分一部取消し 【処理日数・審査回数】282日・5回 (H29. 4. 25 審査請求一部認容) |
| 122 | 「弁護士との委任契約に関する文書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求（知事・住宅課） | H28. 5. 11 公文書一部公開決定 H28. 5. 26 審査請求 H28. 7. 21 諮問 H29. 3. 30 答申・第99号 【審査会の判断】原処分一部取消し 【処理日数・審査回数】253日・5回 (H29. 4. 25 審査請求一部認容) |
| 123 | 「県営住宅の保管義務違反問題に関する復命書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求（知事・住宅課） | H28. 5. 11 公文書一部公開決定 H28. 5. 26 審査請求 H28. 7. 21 諮問 H29. 3. 30 答申・第100号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】253日・5回 (H29. 4. 25 審査請求棄却) |
| 124 | 「訴状および書証の作成に係る起案等の文書」の公文書非公開決定に対する審査請求（知事・住宅課） | H28. 5. 11 公文書非公開決定 H28. 5. 26 審査請求 H28. 7. 21 諮問 H29. 3. 30 答申・第101号 【審査会の判断】原処分一部取消し 【処理日数・審査回数】253日・5回 (H29. 4. 25 審査請求一部認容) |

注 () 内は平成29年度の処理です。

※各答申の全文は、滋賀県ホームページに掲載しています。

http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/johokoukai_toshin/

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各合同庁舎の行政情報コーナーでは、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 28 年度における県民情報室と警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 11 のとおりです。ただし、平成 27 年度からは、行政情報コーナーの利用者数等については、集計していません。

また、県民情報室における平成 28 年度の資料の分類別閲覧状況は表 12 のとおりです。

表 11 平成 28 年度の情報提供の状況

| 窓 口 | | 県民情報室 | 警察県民センター | 合 計 |
|-----------|------|-------|----------|-------|
| 利用者数（人） | | 4,008 | 25 | 4,033 |
| 内 訳 | 来室 | 3,964 | 16 | 3,980 |
| | 文書 | 0 | 8 | 8 |
| | 電話 | 44 | 1 | 45 |
| 情報提供件数（件） | | 4,008 | 25 | 4,033 |
| 内 訳 | 案内相談 | 691 | 1 | 692 |
| | 閲覧 | 1,586 | 2 | 1,588 |
| | 資料提供 | 1,670 | 22 | 1,692 |
| | 貸出 | 61 | 0 | 61 |
| 写しの交付（件） | | 297 | 22 | 319 |

表 12 平成 28 年度 県民情報室における閲覧状況 （上段：件数 下段：構成比）

| 分 類 別 | 閲 覧 | 主 な 資 料 名 |
|-------|----------------|---|
| 行政一般 | 421 (26.5%) | 県議会議案書、県議会会議録、予算に関する説明書、部局別予算の概要、滋賀県基本構想、パブリックコメント資料、附属機関等会議録、出資法人の情報公開の推進に関する閲覧資料、職員名簿、製本刊行物、人事異動、許認可処理日数整理票、滋賀県統計書、統計だより、国勢調査報告書、県政世論調査、公有財産表 |
| 生活・環境 | 92 (5.8%) | 環境影響評価書、滋賀の環境（県環境白書）、琵琶湖ハンドブック、滋賀県の下水道事業、下水道用積算指針（案）、琵琶湖環境総合計画、設計便覧（下水道）、水道施設整備費に係る歩掛表 |

| | | |
|---------|-------------------|---|
| 文化・レジャー | 31 (2.0%) | 滋賀県史、遺跡地図、近江歴史探訪、びわこ周遊サイクリングマップ、湖国と文化、観光滋賀の歩み |
| 福祉 | 5 (0.3%) | 社会福祉要覧 |
| 保健・医療 | 4 (0.3%) | クリーニング師試験問題、国民健康保険事業状況、ふぐ調理師試験問題 |
| 商業・工業 | 119 (7.5%) | 大規模小売店舗立地法に基づく縦覧資料、滋賀県の商工業、商業統計調査、滋賀県産業振興戦略プラン、滋賀県産業振興ビジョン、滋賀県工業統計結果報告書 |
| 労働・賃金 | 6 (0.4%) | 賃金構造基本調査、就業構造基本調査、事業所・企業統計調査、労働委員会年報 |
| 交通・運輸 | 1 (0.1%) | 滋賀交通ビジョン |
| 農林・水産 | 54 (3.4%) | 農業センサス、農業農村整備事業用設計積算単価表、森林整備保全事業（林道・治山）設計積算単価表、農業協同組合要覧、林地開発許可申請の手引、森林環境学習「やまのこ」事業実施の手引き |
| 土木 | 302 (19.0%) | 実施積算単価表、土木工事標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書、管内図、建設工事等入札参加資格者名簿、滋賀のみち、都市計画総括図、建設業新規許可リスト、滋賀県土地改良工事積算基準、滋賀県水防計画、しがのダム、河川整備計画 |
| 住宅・建築 | 6 (0.4%) | 都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準、審査基準処理基準（建築課）、建築統計年報、土地分類基本調査 |
| 防災・防犯 | 16 (1.0%) | 地先の安全度マップ、滋賀の犯罪、水害に強い地域づくり計画検討業務、原子力防災のためのモニタリング |
| 教育 | 441 (27.8%) | 第2期教育基本計画、教育行政重点施策、学校要覧、学校基本調査、教員採用試験問題、滋賀県の教育統計、県立高校学校別教科用図書選定一覧表、特別支援ガイドブック、奨学制度の案内、人権教育推進プラン |
| その他 | 88 (5.5%) | 各市町広報、各省庁統計、他府県史 |
| 合計 | 1,586 (100.0%) | |

（2）県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成28年度は、23種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計1,131部を頒布しました。頒布実績額は189,450円となっています。

表 13 平成 28 年度の有償刊行物頒布状況

| 刊 行 物 名 | 作 成 課 | 価 格 | 頒布部数 | 頒布金額 |
|-------------------------------------|-------------------|------|-------|----------|
| 統計でわかる滋賀 2017 | 統計課 | ¥80 | 702 | ¥56,160 |
| 統計でわかる滋賀 2016 | 統計課 | ¥90 | 229 | ¥20,610 |
| 滋賀のみち | 道路課 | ¥360 | 27 | ¥9,720 |
| 滋賀県基本構想 夢や希望 に満ちた豊かさ実感・滋賀 | 企画調整課 | ¥230 | 13 | ¥2,990 |
| 平成 28 年度 学校便覧 | 学校支援課 | ¥120 | 11 | ¥1,320 |
| 甲賀土木事務所管内図 道路編（5 万分の 1） | 甲賀土木事務所 | ¥690 | 9 | ¥6,210 |
| 長浜土木事務所管内図 道路編（5 万分の 1） | 長浜土木事務所 | ¥780 | 9 | ¥7,020 |
| 滋賀県管内図 河川編 （10 万分の 1） | 流域政策局 河川・港湾室 | ¥880 | 9 | ¥7,920 |
| 第 2 期滋賀県教育振興基本 計画（冊子） | 教育委員会事務局 教育総務課 | ¥230 | 9 | ¥2,070 |
| 東近江土木事務所管内図 道路編（5 万分の 1） | 東近江土木事務所 | ¥860 | 8 | ¥6,880 |
| 滋賀県都市計画総括図 （10 万分の 1） | 都市計画課 | ¥980 | 8 | ¥7,840 |
| 第 2 期滋賀県教育振興基本 計画（概要版） | 教育委員会事務局 教育総務課 | ¥20 | 8 | ¥160 |
| 大津土木事務所管内図 カラー図（5 万分の 1） | 大津土木事務所 | ¥910 | 8 | ¥7,280 |
| 湖東土木事務所管内図 道路編（2 万 5 千分の 1） | 湖東土木事務所 | ¥940 | 7 | ¥6,580 |
| 長浜土木事務所木之本支所 管内図 道路編（5 万分の 1） | 長浜土木事務所 木之本支所 | ¥690 | 7 | ¥4,830 |
| 高島土木事務所管内図 カラー図（5 万分の 1） | 高島土木事務所 | ¥300 | 6 | ¥1,800 |
| 東近江土木事務所管内図 河川編（5 万分の 1） | 東近江土木事務所 | ¥810 | 6 | ¥4,860 |
| その他 | — | — | 55 | ¥35,200 |
| 合 計 | — | — | 1,131 | ¥189,450 |

表 14 有償刊行物頒布実績

| 年 度 | 頒布部数 | 頒布金額 |
|----------|--------|-------------|
| 平成 12 年度 | 1,490 | ¥2,272,450 |
| 平成 13 年度 | 1,399 | ¥997,910 |
| 平成 14 年度 | 1,059 | ¥821,390 |
| 平成 15 年度 | 897 | ¥707,040 |
| 平成 16 年度 | 908 | ¥603,170 |
| 平成 17 年度 | 1,551 | ¥1,181,370 |
| 平成 18 年度 | 1,109 | ¥830,120 |
| 平成 19 年度 | 902 | ¥599,940 |
| 平成 20 年度 | 945 | ¥478,520 |
| 平成 21 年度 | 765 | ¥301,420 |
| 平成 22 年度 | 997 | ¥351,800 |
| 平成 23 年度 | 663 | ¥259,600 |
| 平成 24 年度 | 449 | ¥187,380 |
| 平成 25 年度 | 507 | ¥208,370 |
| 平成 26 年度 | 1,431 | ¥369,740 |
| 平成 27 年度 | 1,208 | ¥199,990 |
| 平成 28 年度 | 1,131 | ¥189,450 |
| 累 計 | 17,411 | ¥10,559,660 |

※有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物等行政資料の利用・頒布」(<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.html>)に掲載していますので御覧ください。

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、平成 13 年 10 月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表 15 のとおりです。経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が 19 法人（15-1 参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が 6 法人（15-2 参照）あり、全体で 25 の出資法人が対象となっています（平成 28 年 4 月 1 日現在）。

表 15 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成 28 年 4 月 1 日現在）

15-1 「経営状況資料の公表」および「文書公開制度の実施」の対象となる法人[19 法人]

| 出 資 法 人 の 名 称 | 所 管 課 |
|--------------------|----------------|
| 滋賀県土地開発公社 | 企画調整課 |
| (公財)淡海文化振興財団 | 県民活動生活課 |
| (公財)滋賀県文化振興事業団 | 文化振興課 |
| (公財)びわ湖ホール | 文化振興課 |
| (公財)滋賀県体育協会 | スポーツ課 |
| (公財)滋賀県環境事業公社 | 循環社会推進課 |
| (一社)滋賀県造林公社 | 森林政策課 |
| (公財)滋賀県緑化推進会 | 森林政策課 |
| (一財)滋賀県動物保護管理協会 | 生活衛生課 |
| (公財)滋賀県産業支援プラザ | 商工政策課 |
| (公財)滋賀県陶芸の森 | モノづくり振興課 |
| (公社)びわこビジターズビューロー | 観光交流局 |
| (公財)滋賀県国際協会 | 観光交流局 |
| (公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 | 農業経営課 |
| (公財)滋賀食肉公社 | 畜産課 |
| (公財)滋賀県水産振興協会 | 水産課 |
| (公財)滋賀県建設技術センター | 監理課 |
| 滋賀県道路公社 | 道路課 |
| (公財)滋賀県暴力団追放推進センター | (警察本部) 組織犯罪対策課 |

15-2 「経営状況資料の公表」の対象となる法人[6 法人]

| 出 資 法 人 の 名 称 | 所 管 課 |
|---------------|---------|
| (公財)糸賀一雄記念財団 | 障害福祉課 |
| 滋賀県信用保証協会 | 中小企業支援課 |
| (株)滋賀食肉市場 | 畜産課 |

| | |
|----------------|------------------|
| (一社)滋賀県畜産振興協会 | 畜産課 |
| 滋賀県漁業信用基金協会 | 水産課 |
| (公財)滋賀県文化財保護協会 | (教育委員会事務局)文化財保護課 |

(2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

出資法人のうち、規程等を定めて文書公開制度を実施している出資法人は 20 法人あり、これらの法人の平成 28 年度における文書公開制度の実施状況は表 16 のとおりです。

表 16 平成 28 年度出資法人情報公開実施状況

| 出資法人の名称 | 情報公開 規程制定 | 実 施 状 況 | | | | | | | 異 議 申 出 |
|--------------------|--------------|------------------|------------|------------------|-------------|-------------|-------------|--------|------------------|
| | | 公 開 申 出 | 申出に対する処理状況 | | | | | 合 計 | |
| | | | 公 開 | 一 部 公 開 | 非 公 開 | 不 存 在 | 取 下 げ | | |
| 滋賀県土地開発公社 | H13. 10. 1 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| (公財)淡海文化振興財団 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県文化振興事業団 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)びわ湖ホール | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県体育協会 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県環境事業公社 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (一社)滋賀県造林公社 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県緑化推進会 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (一財)滋賀県動物保護管理協会 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県産業支援プラザ | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県陶芸の森 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公社)びわこビジターズビューロー | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県国際協会 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 | H13. 11. 29 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀食肉公社 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県水産振興協会 | H13. 10. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県建設技術センター | H13. 10. 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 滋賀県道路公社 | H13. 10. 1 | 10 | 6 | 4 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| (公財)滋賀県暴力団追放推進センター | H14. 4. 1 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県文化財保護協会 | H13. 10. 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | | 20 | 16 | 4 | 0 | 0 | 0 | 20 | 0 |

(3) 出資法人に対する異議の申出の処理状況

平成 28 年度における出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。

4 指定管理者の情報公開

(1) 指定管理者の情報公開制度の対象となる指定管理者の範囲

本県の指定管理者の情報公開制度は、情報公開条例第34条の2の規定に基づいて、平成18年4月からスタートし、それぞれ対象となる指定管理者において、情報公開規程が定められ、保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる指定管理者の範囲は、表17のとおりです。

表17 指定管理者の情報公開制度の対象法人（平成28年4月1日現在）

| 指定管理者の名称 | 施設名 | 所管課 |
|---------------------------------|----------------------------|---------|
| (株)コンベンションリンクージ | 県民交流センター | 県民活動生活課 |
| 滋賀県体育協会グループ | 長浜ドーム (宿泊研修館を除く) | スポーツ課 |
| | 彦根総合運動場 | |
| | 体育館 | |
| | 武道館 | |
| (公財)滋賀県体育協会・日本管財 (株)グループ | スポーツ会館 | |
| S Lグループ | アイスアリーナ | |
| (公財)滋賀県体育協会・瀬田漁業 協同組合コンソーシアム | 琵琶湖漕艇場 | |
| 滋賀SSグループ | 柳が崎ヨットハーバー | |
| (公財)伊吹山麓スポーツ文化振 興事業団 | 伊吹運動場 | |
| N P O 法人滋賀県ライフル射撃 協会 | ライフル射撃場 | |
| ひかりグループ | 琵琶湖流域下水道 (矢橋帰帆島公園、苗鹿公園) | 下水道課 |
| (社福)滋賀県社会福祉協議会 | 長寿社会福祉センター (福祉用具センター) | 健康医療課 |
| | 長寿社会福祉センター | 医療福祉推進課 |
| (社福)グロー | むれやま荘 | 障害福祉課 |
| | 信楽学園 | |
| (社福)滋賀県視覚障害者福祉協会 | 視覚障害者センター | |

| | | |
|---|------------------------------|---------------------|
| (公財)滋賀県身体障害者福祉協会 | 障害者福祉センター | 障害福祉課 |
| (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会 | 聴覚障害者センター | |
| (社福)友愛 | びわ湖こどもの国 | 子ども・青少年局 |
| 特定非営利活動法人 P.P.P 滋賀 | 滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森) | 都市計画課 |
| (公財)大津市公園緑地協会・ (一社)滋賀県造園協会西地区共同 体 | 滋賀県営都市公園 (春日山公園) | |
| | 滋賀県営都市公園 (尾花川公園) | |
| | 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：大津) | |
| シダックス・ハウスビルグループ | 滋賀県営都市公園 (びわこ地球市民の森) | |
| 日本管財(株) | 県営住宅 | 住宅課 |
| 琵琶湖汽船(株) | 大津港公共港湾施設 (マリーナを除く) | 流域政策局 |
| オリックス・ファシリティーズ (株) | 大津港公共港湾施設 (マリーナ) | |
| 近江鉄道ゆうグループ | 近江富士花緑公園 | 森林政策課 |
| | 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：南湖東岸) | 都市計画課 |
| | 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：湖東湖北) | |
| | 滋賀県営都市公園(びわこ 文化公園(文化ゾーン)) | |
| 滋賀県漁業協同組合連合会 | 醒井養鱒場 | 水産課 |
| (一財)滋賀県青年会館 | 長浜ドーム (宿泊研修館に限る) | (教育委員会事務局) 生涯学習課 |

(2) 指定管理者の情報公開制度の実施状況

平成28年度における指定管理者の文書公開制度の実施状況は表18のとおりです。

表18 平成28年度指定管理者情報公開実施状況

(単位：件)

| 指定管理者の名称 | 施設名 | 実施状況 | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|------|------------|------|-----|-----|-----|------|----|
| | | 公開申出 | 申出に対する処理状況 | | | | | 異議申出 | |
| | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 不存在 | 取下げ | | 合計 |
| (株)コンベンションリンクージ | 県民交流センター | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 滋賀県体育協会グループ | 長浜ドーム (宿泊研修館を除く) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 彦根総合運動場 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 体育館 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 武道館 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県体育協会・日本管財(株)グループ | スポーツ会館 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| S Lグループ | アイスアリーナ | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県体育協会・瀬田漁業協同組合コンソーシアム | 琵琶湖漕艇場 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 滋賀S Sグループ | 柳が崎ヨットハーバー | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)伊吹山麓スポーツ文化振興事業団 | 伊吹運動場 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| N P O 法人滋賀県ライフル射撃協会 | ライフル射撃場 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| ひかりグループ | 琵琶湖流域下水道 (矢橋帰帆島公園、苗鹿公園) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (社福)滋賀県社会福祉協議会 | 長寿社会福祉センター (福祉用具センター) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 長寿社会福祉センター | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (社福)グロー | むれやま荘 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 信楽学園 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (社福)滋賀県視覚障害者福祉協会 | 視覚障害者センター | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)滋賀県身体障害者福祉協会 | 障害福祉センター | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会 | 聴覚障害者センター | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |

| | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (社福)友愛 | びわ湖こどもの国 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 特定非営利活動法人P.P.P 滋賀 | 滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (公財)大津市公園緑地協会・ (一社)滋賀県造園協会西地区 共同体 | 滋賀県営都市公園 (春日山公園) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 滋賀県営都市公園 (尾花川公園) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：大津) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| シダックス・ハウスビルグループ | 滋賀県営都市公園 (びわこ地球市民の森) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 日本管財(株) | 県営住宅 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 琵琶湖汽船(株) | 大津港公共港湾施設 (マリーナを除く) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| オリックス・ファシリティーズ (株) | 大津港公共港湾施設 (マリーナ) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 近江鉄道ゆうグループ | 近江富士花緑公園 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：南湖東岸) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：湖東湖北) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| | 滋賀県営都市公園 (びわこ文化公園(文化ゾーン)) | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 滋賀県漁業協同組合連合会 | 醒井養鱒場 | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| (一財)滋賀県青年会館 | 長浜ドーム (宿泊研修館に限る) | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 合 | 計 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 |

(3) 指定管理者に対する異議の申出の処理状況

平成 28 年度における指定管理者の決定に対する異議の申出はありませんでした。